

# 櫛ヶ浜浦年寄役中野家文書を読む 清兵衛御米積船救難の事

会員 竹 島 美 雅

はじめに

平成九年春、櫛ヶ浜中野經孝家に元禄初年から幕末までの文書約六五点があることが判った。大部分が公儀（萩本藩・宍戸家・徳山藩）と年寄役中野家との往来文書で、同家の証拠物として大切に保管されていたものである。「地下上申」「風土注進案」以外に史料が殆どなかった櫛ヶ浜にとって貴重な史料の出現である。目下、徳山郷土史会古文書解説研究会会員の協力を得て解説中であるが、解説が終わった初期の文書から、そのことにより中野の名字が免されることになった手柄に対する感状を紹介し、その感状から読み取れる櫛ヶ浜の歴史を考察してみたい。

一、山代御仕入米積船救難に対する感状 奉書	付立	等差出、堅固
一米八斗式俵分	繫留申候。常々	
櫛ヶ浜浦年寄	彼者作廻を以、	
右、彼者事六月	御上下之時分	
廿五日之大風ニ、		
山代御仕入米	其外御大名衆	
積之船及難儀	御通之節、水船	
候処ニ、彼者心遣	引船等ニ至迄	
を以、浦中之者	彼者心遣仕、	
不残差出、綱碇	遂其節候段	
→		
汰之上、右之廉々		

神妙ニ被思召候

元禄六西ノ（一六九二）

依之、為御褒美、

九月八日

続いて一〇月二日六戸御藏本よりも悦び状が届いた。  
(本文省略)

於ニ時前書之

辻被遣可候条

新升松斗ニして

勘渡之可有

山縣六右衛門殿

沙汰候、以上

(花岡代官)

右の感状は、直ちに花岡代官山縣六右衛門から清兵衛に伝達された。

去ル六月廿五日之大風、山代御仕入米船櫛浜浦繫居、及難儀候処ニ御方心遣を以相助候、其上内々以、御上下之時分其の外大名衆御通之砌、引船水船等万端心遣抽候ニ付、廉々被聞召届、為御褒美米式儀拝領被仰付候。弥以自今已後、公儀御為宜様ニ地下中へも令沙汰、奉遂其節候様ニ心懸肝要之儀ニ候。為其御奉書之写相調遣置候 恐々謹言

西ノ九月八日 山縣六右衛門

櫛ヶ浜浦年寄清兵衛殿

山 五左衛門  
和 二郎兵衛

宍 備前殿領分 櫛ヶ浜年寄 清兵衛  
更に翌元禄七年名字免許状が届いた。

右、彼者先祖々年寄役代々引続、年数七拾ヶ年、役儀堅固相勤遂其節候、去六月之風波之時分、御

米船櫛ヶ浜沖ニ而及難船候処、彼者心遣仕、漕船差出、無別条繫留之由ニ依而、其節も為御褒美米拝領被仰付候、其外地下向之儀心遣仕候由ニ而、重畳御詮議の上、名字被差免候条、可有其沙汰候

元禄七戌ノ極月廿六日

和 二郎兵衛

以上

宍 十兵衛

二、「感状」から歴史を読む

「感状」に引き続く中野家文書及び現代の史料等を参考にして、当時の櫛ヶ浜の歴史を考察してみたい。

(1) 元禄六年六月二十五日之大風

難破救助が並みの大風の時なら感状には値しないで  
あろうから、大型で非常に強い台風であったと推定さ  
れる。このことを知る手がかりが「徳山地方郷土史研  
究第六号」に清木素氏が発表された「徳山市大津島近  
江の七人墓」の記事にあつた。この墓に埋葬されてい  
る島原藩士河野助之進他六人が遭難した日が元禄六年

不知、御城米破船船島にて（越前之分）大津島（越後  
之分）」とあり、「山口県災異誌」元禄六年六月二十五  
日の項に「長府領六連島沖にて城米二隻破損・周防三  
田尻沖向島に於て越後国城米七三〇石積船沈没を幕府  
に報告し、長門周防の大風雨による諸廻船破損一二四  
隻・海上の死人一二四人と報告」とある。

注 梨 嘉喜が眞跡地や譜代の諸藩に命じて飢饉に備えるため貯蔵させた米

六月二十五日である。清木素氏解説の墓碑銘文解説によ  
れば、「洪波は天輪をはね、湧波は地軸を転じ、すさ  
まじい風雨は砂礫を飛ばし、飄風は大木を抜き、海面  
は一天にわかにかき曇り、西や東の方角も辨ずること  
ができない。帆柱は折れ、楫はくだけなすことを見ら  
ない。」とある。

また、同日、虹ヶ浜沖で遭難した筑前国の住民二二

人を葬った「十二人塚」が同所にあることが、「光市  
史跡探訪第一集」に記載されている。

さらに、公の記録としては、「徳山市史史料上巻異

変之部」に「元禄六癸酉六月廿五日大風雨破船死人数

(2) 山代御仕入米積之船

「山代御仕入米」と「それを積んだ船」に分けて、  
中野家文書「享保八年度分都濃郡諸給領上納米請払御  
算用一紙」と「地下上申」「風土注進案」から検証し  
てみたい。

① 山代御仕入米

前記「御算用一紙」は、宍戸家給領地であった櫛ヶ浜浦の給領小都合庄屋中山六郎右衛門が、享保八年

(一七二八) 分の都濃郡諸給領地からの上納米の受払状況を、翌九年に藩に報告したものであるが、その払出の明細の中に「二四五石六斗二升二合 山代紙御仕入米」(要約参照)とある。

「感狀」にある「山代御仕入米」とは、山代紙仕入資金を得るため大坂に積み出す米のことであり、その量は二五〇石であったことが判つた。

享保八年度分都濃郡諸給領上納米

請払御算用一紙 (要約)

受入

米一、〇二四石二斗一升七合五勺

内

五四石一斗二升二合

宍 美濃殿  
毛 伊豆殿

一四〇石  
七七九石九斗九升五合五勺

堅田安房殿

五〇石

草刈太郎左衛門殿

櫛ヶ浜の廻船 二艘

御運送米積みの御米船

御馳走米として被召上分

其の他合計

一、二五八石九斗八合三勺

払出

九二五石七斗六升四合

二四五石六斗二升二合

大坂増御運送米  
山代紙御仕入米

享保九辰ノ八月

給領小都合庄屋 六郎右衛門 (中山)

冷泉勘右衛門殿

注 繼領小都合庄屋：藩主の知行所(給領地)一給一ヲ所ごとに給領庄屋を置き、ほぼ歳入の廬・

畔頭の職務をとり行つたが、この各給領庄屋を統べる役目で給領地關係の大庄屋に當る。(防長歴史用語辞典による)

② 米積船は、なぜ櫛ヶ浜浦沖にあつたか

櫛ヶ浜浦は、後背地の本藩領久米村・須々万村等の米の大坂向け船積み地であり、且つ運送米積みの廻船があつた。そのことは、久米村・須々万村・櫛ヶ浜浦等の「地下上申」「風土注進案」等に明らかである。

櫛ヶ浜・院内の米蔵 三軒

らない。

御米蔵壹軒	院内ニ有
同 壱軒	櫛ヶ浜ニ有
但、須々万御米紙津出蔵	

壹軒	櫛ヶ浜ニ有
----	-------

但、志摩（宍戸）殿知行所之分

因みに、須々万村「地下上申」による同村石高は、

田畠惣高 五、三五七石六斗七升三合

内 三、九〇一石二斗八升九合 御藏入

一、四五六石三斗八升四合 紿領地

これに見合う上納米が三里の山道を通って櫛ヶ浜に運ばれ、大坂向けに船積みされた。

須々万から櫛ヶ浜に至る米紙の道は、どの様な道であつたろうか。昔の人の苦労が偲ばれる。

(3) 如何にして、何処に繫留したか

「感状」文面には、「浦中之者全員と綱碇等差し出し堅固に繫留」したとあるだけで具体的な方法はわか

櫛ヶ浜の西面海岸は、現在の光市虹ヶ浜の海岸に似た遠浅の海岸で、しかも西風の強い処であったから櫛ヶ浜の海岸に大型の船を繫留することは不可能であつたと考えられる。近年発見された櫛ヶ浜の古図によつて、北（徳山遠石）から南に発達した砂州に出来た櫛ヶ浜と大島山の東端との間に深く入り込んだ入海（現在堀河）があつたことがわかつた。繫留の場所はこの入海であつたと考えられる。

繫留作業の主役は、上使御上下の時分其の外御大名御通いの節活躍した水船、引船の用具と舸子たちである。次の一文で引船活動の実態を知ることができる。  
未得其意候へ共令啓達候。然者、此度九州より御上り上使様御馳走船不足ニ付而、前々之分ニ、其元より式拾艘、舸子三人乗ニして被差出、此間長々之儀ニ而御座候へ共、昨晩爰元被繫、今朝首尾好御出船にて室積まで無別条漕付相済、互、珍重不遇之候。就中才料三右殿、心遣ニ而ハ、苦勞被仕候。

此段太田弥右殿方より可被申入候へ共、指向御用多

候故、私より若斯ニ御座候。恐々謹言

尚々、其元より舸子之者、長詰候、一入難儀之段  
被申付候。以上

七月廿八日 手子 □□□□□（花押）

年寄 清兵衛様（中野清兵衛）

御庄屋 市左衛門様（中野市左衛門）

年号不明であるが、清兵衛の名字免許が元禄七年であるから同年以前であることが推測される。

この文書により、上使・大名通行の際、櫛ヶ浜浦から差し出した引船の数は、三人乗りの船二〇艘であったことが判る。

平成九年一一月七日、当郷土史会一〇周年記念行事として購入する「村井喜右衛門の沈船引き揚げ仕掛け」の模型製作依頼のため長崎に行かれる清木会長に同行した。列車が長崎に近づいた頃、長崎県の人と徳山との係わりについて、前記の「大津島近江の七人墓」のことを聞いた。そのことから、長崎人七人の遭難の日と中野清兵衛の御米積船難船救助の日が一致することと、その日の風波の凄かったことを知った。

村井喜右衛門が長崎沖でオランダ沈船を引き揚げた寛政一年（一七九九）から遡ること一〇〇年、中野清兵衛は、その知恵と工夫と配下の船乗り等の協力で御米船の難船を救った。喜右衛門の成功も、櫛ヶ浜の海に生きた人々の伝統に基づくものかも知れない。

なお、中野家文書は、平成九年七月二十五日、山口県史編さん室の資料としてマイクロフィルムに収められ

であつたことが判る。

おわりに

（平成九年九月二〇日、例会発表）